### まん延防止等重点措置の実施に係る飲食店に対する協力金

「まん延防止等重点措置」の実施に伴い、神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域と姫路市の飲食店に対して、営業時間の短縮(以下「時短営業」といいます。)と酒類提供の全面禁止等を、その他地域の飲食店に対しては、時短営業等を要請します。

これらの要請に応じていただいた飲食店等に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第7期)」を支給します。申請は、7月12日からの要請分と合わせて、要請期間終了後に受付開始します。

#### 1 対象者

県の要請に協力いただいた店舗を運営する事業者

## 2 支給要件

定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業(休業を含む)等に協力していただいた店舗単位に支給します。

### 3 支給額等(8月2日以降の内容)

	(8月2日以降の内谷)							
	まん延防止等重点措置区域	その他区域						
項目	神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、	北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播						
	姫路市	磨・但馬・丹波・淡路地域						
対象期間	令和3年8月2日(月)~8月31日(火)(30日間)							
対象施設	対象区域内の、飲食店等・遊興施設・結婚式場のうち食品衛生法上の飲食店営 業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗							
支給要件	<ul> <li>・通常、午後8時を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時までに短縮すること。</li> <li>・酒類の提供(*)を全面禁止すること。</li> <li>・カラオケ設備の利用を禁止すること (カラオケボックス等を除く)。</li> </ul>							
支 給 額	下記により算出した1日当たり額/店舗 ※〈中小企業〉 前年又は前々年の1日当たり売上高 に応じて単価決定 ・8.75万円以下の店舗:3.5万円 [国基準の下限額(3万円)に県独自で5千円加算] ・8.75万円超~25万円の店舗:(前年等の1日当たり売上高) ×0.4の額 ・25万円以上の店舗:10万円 〈大企業〉*中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高の 減少額×0.4(1千円から千円単位、上限:20万円)	※ 特短営業日数(最大30日間)   ※ 〈中小企業〉   前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定   ・83,333円以下の店舗:2.5万円・83,334円~25万円の店舗: (前年等の1日当たり売上高)×0.3の額・25万円以上の店舗:7.5万円   〈大企業〉*中小企業もこの方式を選択可前年等からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(1千円から千円単位、上限:20万円又は前年等の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額)						

(\*) 利用者による酒類の店内持ち込みを含む

#### 4 協力金の早期給付

まん延防止等重点措置の実施に伴い、協力金の早期給付(前払い)を申請することができます。申請方法等詳細は、県協力金ホームページ等で後日公表します。

# 5 7月12日~8月1日の協力金の取扱い

項目	内	容					
対象期間	令和3年7月12日(月)~令和3年8月1日(日)(21日間)						
対象区域	<7月12日~7月31日> 神戸・阪神南・阪神北地域、明石市	<7月12日~7月31日> 東播磨(明石市除く)・北播磨・中播 磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域					
	<8月1日> 神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、 姫路市	<8月1日> 北播磨・中播磨(姫路市除く)・西播 磨・但馬・丹波・淡路地域					
支給要件	<ul> <li>・通常、午後8時30分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後8時30分までに短縮すること。</li> <li>・酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)は、午前11時から午後7時30分までとすること。</li> </ul>	<ul> <li>・通常、午後9時30分を超えて営業する店舗が、営業時間を午後9時30分までに短縮すること。</li> <li>・酒類の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)は、午前11時から午後8時30分までとすること。</li> </ul>					
支 給 額	下記により算出した1日当たり額/店舗 ※〈中小企業〉 前年又は前々年の1日当たり売上高 に応じて単価決定 2.5万円~7.5万円 〈大企業〉*中小企業もこの方式を選択可 前年等からの1日当たりの売上高 の減少額に応じて単価決定 1千円~20万円	i×時短営業日数(最大 21 日間) 2 万円/日・店舗					

# [参考:4月以降の休業・時短協力金の支給地域・対象時期等]

	区域	4/1~	4/5~	4/22∼	4/25∼	6/1~	6/21~	7/12~	8/2~
支給地域・対象時期等	神戸•阪神南地域		[まん延防止等	穿重点措置]					
	阪神北地域•明石市	「旧 <i>1〒</i> ト	女味何亜誌]		「阪名审	€世署〕	[まん延防止等 重点措置]		[まん延防止等 重点措置]
	東播磨(明石市除く)・姫路市	上界によ	[る時短要請] ┗━━━━━	- [緊急事態措置]					
	中播磨地域(姫路市除く)								
	北播磨·西播磨·但馬·丹波· 淡路地域					[県による時短要請]			
申請期間		5/25~6/30 【第3期】		6/1~6/30 【第4期】		~受付開始 第5期】	8月以降に 受付開始 【第6期】	8月以降に 受付開始 【第7期】	